

令和4年度 不祥事防止のための校内ルール

備前市立東鶴山小学校

- 1 個人情報の取扱については、慎重を期す。
 - 詳細は、別紙「個人情報取扱規程」によるものとする。
 - 特に年度始めには、別紙「個人情報の取り扱いについて（お知らせとお願ひ）」を家庭に配付し承諾を得るとともに、保護者への配慮を促す。
- 2 家庭との連絡は、連絡帳を活用したり、電話をかけたり、家庭訪問を行ったりして行う。
 - 児童の電話番号やメールアドレスは、把握禁止とする。
 - 教職員の電話番号・メールアドレス等を教えない。
 - 児童と私的な電子メールやSNS等でつながることを禁止する。
 - 非常時の連絡については、「学校安心安全メール」を活用した一斉配信を行う。
- 3 児童の人権を尊重する。
 - その行為が指導にあたるか、体罰にあたるかを常に意識する。
 - 児童の個別面談や個別の学習指導等、1対1になる場合は、特に配慮する。どこで、どんな指導をするかを明確にしておく。
 - 教職員と児童との過度のシンシップは、控える。不必要な身体接触は行わない。
 - 「学校生活についてのアンケート」を活用し、いじめがないかの早期発見・対応に努める。
- 4 現金の取扱については、厳正を期す。
 - 児童からの集金の取扱の詳細は、別紙「学校預かり金マニュアル」によるものとする。
 - その都度、複数で確認すると共に、学期に一度、共同実施で点検する。また、年に一度、監査を受ける。
- 5 車の運転は、安全を第一とする。
 - 酒酔い運転はもちろん、酒気帯び運転は絶対にしない。
 - 事故が起きたときは、人命を優先し、真摯に対応する。
 - 児童を自家用車に乗せないこととする。
- 6 教職員のスマートフォン等（私物）を、校内で持ち歩かない。
使用は、職員室のみとする。
- 7 その他
 - 1～5については、保護者にも周知する。
 - 二重下線の部分は、子どもたちを守る5つの禁止行為です。

令和4年3月改訂